

Title	和泉のミヤコ：和泉監の構成要素
Author	遠藤 慶太
Citation	都市文化研究. 4 卷, p.2-10.
Issue Date	2004-09
ISSN	1348-3293
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科：都市文化研究センター
Description	

Placed on: 大阪市立大学

和泉のミヤコ

—— 和泉監の構成要素 ——

遠藤慶太

要旨

日本古代における「ミヤコ」とは、ミヤの所在という意味のこもった語であり、宮を焦点に分置された和泉は、まさに「ミヤコ」ということができる。本論の目的は8世紀の和泉を中心として、〈宮が置かれてしかるべき条件〉を検証し、王権直轄地としての「宮」の実像を明らかにすることである。

8世紀の和泉には宮を管理する和泉監が設定され、御田・池・藪・網曳・野などさまざまな用益地が附属した。「宮」とはこれら用益地の複合としての性格を有していたと理解される。和泉監の管理する用益地をこまかに検証してみると、和泉の個性を際立たせるのは藪・網曳・野であり、天皇の食膳を確保する性格が際立って認められる。

和泉に宮が維持され特別区として分離された条件は、おなじく監が設定された吉野との比較においても確かめられる。なかでも桓武天皇の紀伊・和泉行幸において、日根野をはじめとする和泉の野で狩猟が行われたことが注目され、特に狩場としての「野」の役割が和泉・吉野で共通している。

和泉における用益地の複合はさらに古い時代、6世紀代の茅渟県と王権との関係を受け継いだものと展望でき、王権に直接つながる地域の性格が、和泉を令制の国として分立させた要因と考えられる。

キーワード：和泉監，用益地，供御，日根野，吉野

はじめに

ミヤコ（都・京）は本来、天皇の住まうところ、ミヤ（宮）のありかを指したことばである。

『肥前国風土記』神埼郡の条には、天皇が行幸して行宮を造った、だからその地を「宮処郷」というとの地名起源が述べられている。したがって日本の古代でミヤコというとき、それはなにも藤原京・平城京のような天皇常住の都城のみに限定することはない。ミヤ（宮）が所在するならば、そこはミヤコであった。

そのような都城以外のミヤコのひとつに、「茅渟宮」「和泉宮」がある。チヌ（珍努・茅渟・

血沼）もイツミ（和泉）も大阪府南部の海に沿う一帯を指す地名であり、今日、泉州と呼ばれる地域の起源でもある。

和泉国、さかのぼって和泉監は、宮の所在を焦点として河内国より分置された。『続日本紀』によるとまず霊龜2年（716）3月に河内国から和泉・日根二郡が珍努宮のために割かれ、そのあと同年4月になって大鳥・和泉・日根3郡からなる和泉監が設けられたのである。天平12年（740）一時は河内国へと合併されるが、やがて天平宝字元年（757）になって「国」として分置された。この経過は和泉が一個の地域として成立していく過程ともいいうる。

和泉監を採りあげた先行の論考には、離宮を管理する行政組織「監」の官制にかかわるもの、良好な状態で現存する和泉監正税帳の分析があるが、和泉監が設置される理由を直接の検討課題とするものではない。和泉監設置に関するもっとも明確な回答は井上薫氏の見解である。井上氏は和泉に存在した網引御厨に注目し、天皇が新鮮な海産物を賞味し、温暖な和泉に行幸し景勝をめであることが離宮設定の理由というのである（井上1974）。

海産物の収取を重要視した井上氏の見解は妥当と考えるが、「監」を設けて特別区とする背景には、より多くの要素も見出される。そもそも宮とはどのような構成要素をもち、維持されているのか。なんといても宮を焦点とする和泉国の成り立ちは個性的で、古代の行政区画「国」のなかでも他例がない。他の地域とも比較しながら、宮の機能をより深めて考えることが、和泉監の成立を考察するうえでの課題である。

まず茅渟宮・和泉宮は、どのような施設として理解すればよいであろうか。茅渟宮・和泉宮はおそらく同一の施設を指したと理解するが、本論は宮の場所——殿舎・建物がどこにあったのか——を解明するものではない。むしろ関心は〈茅渟・和泉に宮が置かれてしかるべき条件〉を掘り下げることにある。その理由は、和泉国は宮を焦点として分割されたのであるから、宮のありかたをみていけば、和泉監の実像がより鮮明となり、ひいては古代の和泉地域の特質を把握できると予測するためである。

「宮」は建物だけで成り立つものではない。宮を維持するためのさまざまな所領が附属して、それを管理する特別行政区として唐の官制に倣い「和泉監」が成立する（瀧川1933）。殿舎などの建物（狭義のミヤ）は中心となる一つの拠点に過ぎない。そこで本稿では広義のミヤともいうべき組織を成り立たせているさまざまな用益地を採り上げ、7世紀以前の和泉に論及した先行研究も考慮しながら（吉田1970・栗原2001）、和泉監の基盤・背景をみていきたい。

一 用益地の諸相

〈茅渟・和泉に宮が置かれる条件〉を検討するためにみちびきの糸としたいのは、鷲森幸浩氏による大土地所有の研究である。鷲森氏は天皇家・大寺院の所領形成を分析されるなかで、一貫して「用益地の複合」という視点を示し、田や藪や塩田、あるいは川・海といった多様な用益地が王家・寺院の基盤となっていることを明らかにした（鷲森2001）。また奈良時代の離宮の管理状態についても、仁藤淳史氏によって具体相が解明されつつある（仁藤2004）。

王権と直接つながる用益地を和泉で見出すとすれば、まず『日本書紀』安閑天皇元年10月分注の「茅渟山屯倉」を採りあげねばならない。王権の直轄地というべきミヤケは田地管理にとどまらない多義にわたる役割が強調されており、中村浩氏は「茅渟山屯倉」の場合、須恵器生産の拠点——泉北丘陵の陶村を把握するためのミヤケであろうと推測される（中村1977）。須恵器の用途は多岐にわたるが、とりわけ祭祀に欠かせないことが重要である。『儀式』『延喜式』によると、踐祚大嘗祭（天皇の即位）にあたって和泉には宮内省の史生が派遣され、特別なウツワが発注された。森明彦氏がいうように、和泉の調の多くが陶器で占められることとあわせて、須恵器生産は和泉地域と朝廷との特別なつながりをものがたる（森明彦1994）。

そしてこの王権直轄の陶器生産拠点が、おなじく王権直轄である宮——茅渟宮・和泉宮とまったく無関係であったとは考えられない。ミヤケから離宮という直轄地の系譜関係が実際に跡付けられつつあり、和泉でもさまざまな直轄地の要素を複合して、「宮」が成り立ち、「監」という行政組織が管理にあたったと予測できる。本論はその用益地を列挙し検討を加えていく。

御田と池

まず第一にミヤに附属する水田、御田が挙げられる。天平9（737）年度の和泉監の会計報告「和泉監正税帳」によれば、「和泉宮御田」で稲を刈るために働いた人の人数・日数・支給した食料が書き上げられている。なおまた『延喜式』では、和泉は畿内で唯一「勅旨庄御税一千束」

が正税・公廩の支出項目に計上されている（主税上）。勅旨庄は御田の系譜を引く皇室直轄田であろう。

しかし古代の和泉は用水の確保がなければ、水田耕作が困難な地域でもあった。天長4(827)年6月2日には、太政官符によって和泉国内で「易田」が500町定められている。「易田」とは一年ごとに休耕させなければならない田、つまりは収穫量が通常の半分の田をいい、和泉国は良田が少なく土地が瘠せているうえに、日照りが続き民は弱りつかれているため、ここに「易田」を設定したのである。『延喜式』において和泉国を「下国」と等級付けることも、水田耕作を基準にしたランク付けと解釈される。

これらを考え合わせれば、ミヤにはその経営を支える「御田」があったにせよ、それが茅渟宮・和泉宮を成立させている主要な要素ではない。わずか三郡しかない和泉を「監」あるいは「国」として独立させた理由は水田耕作ではありえない。

第二は水田と裏腹な関係にあり、用水、特に池を挙げることができる。これも「和泉監正税帳」でみえ、日根郡の項目で史生が、池の修理にまわっていることが確かめられる。田地耕作の不安定さを補うため、和泉地域において用水の確保は必須であって、はやく『古事記』にも垂仁天皇段に「血沼池」を築かせた記事がみえる。また『日本紀略』の天長3年(826)に和泉国が池を5ヶ所築造した記事があり、これは民の要望があったためと付記されている。

和泉地域の地形からして、段丘面の開発には、急走する川とは別の水源がどうしても必要になる。日根郡を例にあげれば、7世紀の寺院跡・軒丸瓦を検討した近藤康司氏によって、新羅系の渡来人が開発に尽力したとも推測されている(近藤1997)。しかし本格的に開発を進めるには、樫井川から水を引き、せき止めた池を作らなければならない、額田雅裕氏が分析する日根野の土地利用変遷によると、段丘面の水田化が完成するのは江戸時代であった(額田1994)。

『行基年譜』天平13年記には、行基の社会事業として、寺院や湊とともに溜池を築造したとの報告がある。天平13年記に列挙される池は15所、うち8所は和泉に所在した。すなわち土室

池・長土池・薦江池・檜尾池・茨城池・鶴田池(以上、大鳥郡)・久米田池・物部田池(以上、泉南郡)である。行基の築いた灌漑施設が和泉に多いのは、水源を要する和泉の地形条件が前提にある。

菌

つづいて第三は御菌である。古代において菌は、水田耕作に適さない低湿地で蔬菜(野菜)が栽培されたとの説明がなされる(鷲森2001)。しかし低湿地に限らず「野」のような高燥な土地でも、野菜は栽培されたのではないかと考える。

和泉の場合、菌で栽培したのが判然とするのは地黄(ヂオウ 中国原産の薬用植物)である。「和泉監正税帳」の日根郡の項目では、「地黄を煎る」ために働いた大鳥連大麻呂のための米の支給が計上されている。和泉における地黄栽培はなお例証があり、『三代実録』元慶4年(880)8月6日条では、「清和院地黄園」がやはり和泉国にあったといい、典薬寮も和泉に地黄園を有している(『延喜式』典薬寮)。地黄のような特別な植物を栽培する菌が和泉に存在していて、それは清和院や典薬寮といったように、朝廷と直接つながっていたのである。さらには、丹生谷哲一氏が採りあげたように中世にいたっても和泉に「地黄供御人」が存在し、天皇の食料、供御を調進する特別な商人として特権を主張している(丹生谷1979)。和泉は古代から中世まで、地黄の栽培と貢納が続いていた。

和泉の菌で栽培された作物ということで推測を交えれば、薑(ハジカミ)も加えることができる。二条大路木簡からは和泉監より貢進された荷札木簡が3点出土しており、いずれも品目はハジカミである(奈文研1990-19頁上段、釈文は実見にもとづき一部改変)。

- ① 天平[]十月七日和泉監薑囊一腹
縦206×横27×厚さ5mm 032形式
- ② □日和泉監大^(線力)薑
縦(101)×横23×厚さ4mm 019形式
- ③ 天平十年八月廿一日漬薑^(瓶力)□監
縦236×横35×厚さ4mm 032形式
ハジカミの荷札の書式をみれば、年月日・和泉監(もしくは監と略記)・ハジカミ・員数(形

態であるフサ・容器であるカメ）を順不同で書き記している。①・③は長方形の材で、一端にくくり紐をかけるための切込みがあり（032形式）、②は上端が欠損している（019形式）が、本来三点は同じ形式の荷札であったのだろう。

この三点の木簡は調の荷札とはいえない。調の場合、年月日・国・郡・里・貢納者名が書き記されるはずであるが、ハジカミの荷札は貢納者名・郡・里を欠く。省略したとみるのも一案であるが、より可能性の高い想定は、「和泉監」そのものを貢納の主体と考えることである。監はハジカミの栽培地を直轄し、それは地黄と同様に菌であったのではなかろうか。参考として同じ二条大路木簡において、奄智御菌（現在の天理市奄治町に比定）がハジカミを納めた例がある（奈文研1995-5頁下段）。菌ではハジカミを栽培するのである。

ハジカミは葉に調合され、天皇の食膳ともなった。『延喜式』では「供奉雑菜」で6~8月の天皇の献立に生薑が挙げられている。生のショウガは前年に女官が塩漬にして保存していた（『延喜式』内膳司）。すなわちハジカミは天皇が食べる「供御」であり、そのためデオウの場合と同様「薑供御人」が確認される。『山科家礼記』延徳3年（1491）11月15日条で「しやうかはしかみの供御人」に公事銭を課した例がみえ、15世紀山城国の例ではあるが、ハジカミが供御の品目であることは確かである。

木簡の例が示唆するのは、和泉にハジカミを栽培する菌が存在していたことであり、菌はミヤに直属していた可能性は高い。

網曳御厨

さて和泉国で欠かせない要素は網曳御厨である。アビキ（網曳・網引）は大膳職に所属した人びとであり、水産物を天皇の食事として納めることを専業とし、雑供戸とも贅戸とも呼ばれた。雑供戸については、瀧川政次郎氏の研究が詳細である（瀧川1958）。

雑供戸にはアビキのほかには鵜飼・江人があり、調や雑徭は免除され、それとひきかえに漁労でえた水産物を「供御」として確保する役目を負った。アビキの活躍する舞台が、チヌ（クロダイ）の海とも呼ばれ海産資源に恵まれた古代の大阪

湾である。『萬葉集』では難波行幸で大阪湾の風物として、大宮のうちまで聞こえる「網引」の掛け声を挙げ（巻3—238番歌）、『古今和歌集』の恋歌にも難波のミツ（御津／見つ）とアビキ（網引／逢ひき）が詠み込まれている（巻13—649番歌）。

「網引」については訓み方に諸説あって、アビキ・アミヒキ、もしくはアビコという案が出ているが、『萬葉集』の仮名書きや『古今集』の例でいえば、「アビキ」の訓みをとる。

これら雑供戸は大膳職に属した（延暦以降は内膳司へ移管）。大膳職（官人の食膳調進）と内膳司（天皇の食膳奉仕）は、かつては「膳職」（カシハデノツカサ）であり、大宝令の官制で分離した。膳職は大化以前にもさかのぼる食膳調進を官司として位置付けたと考えられ、内膳司長官には職務内容をウヂ名とする膳氏（高橋氏）が多く任用されている。膳氏のなかには和泉に本貫を持つ系統があり（『新撰姓氏録』和泉皇別「膳臣」）、和泉に「贅戸」のアビキが存在したと照応する。そしてこの雑供戸は、網野善彦氏が丁寧に跡づけたように、再編を経ながらも中世の供御人につながるのであり、貝塚から泉佐野にかけての海岸を領域とした網引御厨を直接の後身とする（網野1982）。

こうした背景を考えると、天皇の食膳としての贅（二へ）——とくに海産物をアビキが確保することこそ、和泉にミヤをおき、行幸を迎え、特別区として分割する大きな要因が存在したと見通すことができる。水田耕作を尺度とした評価ではたとえ「下国」であっても、またミヤへの直接の行幸が無くとも、和泉が一国として成立する背後には、天皇の食膳に奉仕する重要な伝統が続いていて、ミヤがそれをとりまとめる位置付けであったからと考えるのである。平安時代に入っても、和泉が進める日次の御贄（日常の天皇の食事）はタイ・アジ・セイゴ（スズキ）・ワタリガニ・イカ・ハマグリといった海産物で占められる（『侍中群要』所引の延喜11年12月20日官符）。

和泉と対比されるのは、所管郡は少なく水田は乏しいにもかかわらず一国として独立をみた志摩国、安房国の例である。いずれも海産物（とくにアワビ）の貢進に地域の特徴があつて（狩

野1970・川尻1994), 和泉とは条件が似通う。

網曳の本来の意味は、アミを曳くという漁の特徴を言い表した普通名詞である。それが供御を進める和泉の雑供戸が著名なために限定されて、『萬葉集』の例から網曳(アビキ)といえは和泉の漁民として固有名詞化していたのであろう。二条大路木簡にあらわれる「網曳司」「網曳」(奈文研1990-14頁/奈文研1991-35頁上段)についても、和泉の雑供戸である可能性を考慮しておいてよい。

網曳御厨の所在をどこに求めるかにも諸説があるが、しかしこれも「宮」と同じく点の議論であって、ひろく考えたほうが妥当であろう。持統天皇の頃にすでに禁海であった高脚海の記事からは、アビキとは広く大阪湾、それこそチヌの海を対象にいくつかの拠点を持ち、後世「御厨」のような荘園化をしたときに領域が限定されるように思われる。

野

そして第五に野が想定される。和泉において宮がはじめてみえるのは、『日本書紀』の允恭天皇代の「茅渟宮」である。

允恭天皇は「河内の茅渟」に宮を造営して皇后の妹、衣通郎姫を住ませ、日根野でのミカリ(遊獵)にかこつけて衣通郎姫の住む茅渟宮へ通ったとある。伝承であろうがここに「茅渟宮」のもつ役割の一端が透けて見え、日根野という「野」での遊獵が「茅渟宮」設置の目的であったというのである。

和泉と日根野の位置付けは論点が大きく、節を改めて掘り下げることにはしたい。

二 遊獵と行幸——日根野をめぐって

『日本書紀』の允恭天皇・衣通郎姫の伝承は、茅渟宮(和泉宮)が日根野の遊獵と密接な関係があったことを示唆している。『住吉大社神代記』では神見が寝所として留まったために「日寝」の名がおこったとの起源が記されている。

『日本紀略』にみえる大同4年(809)7月の禁令以後、日根野は大原・栗前・水生らの平安京近郊の野と同じく一般の遊獵が禁じられ、天

皇のみが遊獵をおこなう野であった。網曳御厨とともに日根野は、和泉にミヤが置かれる重要な要素であったと考える。そこで日根野の立地条件、また同じく「野」であり離宮の置かれた吉野との比較を試みたい。

日根野の立地

「野」と称される地目については、吉野を例とした足利健亮氏の定義が参照される。すなわち、本来「吉野」とは吉野川北岸の段丘面を指したことを論証し、そこから「野」とは、段丘面で灌漑が及ばず水田化されずに残された土地と説明された(足利1984)。

日根野もまた同じ野である。古代の日根野の景観は中世の荘園絵図からも類推でき、小山靖憲氏の検証をたよりに正和5年(1316)の「日根荘日根野村荒野開発絵図」をみれば、絵図の中央に着色された「荒野」がまず目に入ってくる。これに対し「古作」と注記される水田は、野の北東の丘陵裾、あるいは「荒野」の中で湧水を押さえた小規模な溜池の周囲に営まれている(小山1987)。その立地を考慮すれば、14世紀初頭の日根野の景観は、遊獵のおこなわれた8~9世紀の日根野と大差なかったであろう。

現在の土地条件図をみれば明らかなように、泉佐野市域の平野部は大部分が段丘面であり、日根野は樫井川によって形成された扇状地である(国土地理院2001)。つまり日根野とは、北西の海岸に向かって開く扇の中位段丘に乗り、和泉山脈から延びた南西の山地・雨山川が添う北東の丘陵をふたつの扇の縁として画されるのである。扇状地の南縁辺(樫井川北岸)の段丘低位面には条里地割が残り、古代でも一定の水田化が進んだとみられる。これに対して広範に広がる段丘中位面では4.5メートルで堆積する礫層が確認されており(豊田1986)、この面が中世にいたっても「荒野」として残される日根野の中心部である(額田1994)。

しかし「野」という地目のもつ役割は、水田化されない土地という消極的評価で説明が尽きるわけではない。「野」がもつ独自の用益を示せば、遊獵の場としての意味が挙げられよう。遊獵をおこなう権利を特定の人物が占有すれば、そこが「禁野」になる。衣通郎姫の伝承で允恭

天皇の遊獵が記される背景には、日根野の有する狩場の性格が認められるのである。

それが最も顕著にあらわれたのが、延暦23年（804）10月の桓武天皇の和泉行幸にほかならない。このとき恵美原・城野・垣田野・藺生野・日根野・熊取野で遊獵が続けられ、遊獵の盛んな桓武朝でも最大の規模であった。ここにみえる野では日根野（泉佐野市日根野）・垣田野（泉佐野市鶴原）・藺生野（岸和田市加守町）・熊取野（熊取町）が現地比定されている。比定地を土地条件図において確認すると、垣田野は見出川・佐野川間の段丘上位・中位面に、熊取野は見出川・雨山川流域の段丘中位面に相当する（国土地理院2001）。

このうち藺生野を岸和田市加守町に比定したのは、寛政8年（1796）刊行の『和泉名所図会』であり、和泉国に藺草など朝廷の設営具を管理した掃守連が本籍を置いたこと（『新撰姓氏録』和泉神別）・『延喜式』における和泉調の藺笠などを論拠としている。和泉国が調進する大嘗祭の供神雑器には「藺筒九口」があり（『儀式』巻二 踐祚大嘗祭儀上）、「藺生野」の地名は藺草と掃守氏との関係を暗示する。

いずれにせよ古代の和泉地域には「野」が点在し、日根野はもっとも広範な野であった。『日本紀略』延暦22年（803）8月によると、延暦23年（804）の行幸は日根野を目的地として準備され、日根行宮を滞在拠点としたのであった。日根野は和泉地域を考える大切な要素であり、そのために和泉にミヤが造営されたと解される。

和泉と吉野

狩場の「野」に寄せて行幸が企画され、ミヤが造営されたのは和泉に限らない。ただ和泉と比較しやすいのは吉野である。

『古事記』・『日本書紀』では、吉野における応神天皇・雄略天皇の遊獵伝承がみえ、やはり狩場の「野」がミヤに附属していた。しかし和泉と吉野とは「野」という要素が共通するだけではない。なにより芳野監という離宮を焦点とした特別行政区が設けられたのである。芳野監の存続時期は不明ながら、吉野町宮滝に所在した吉野宮は奈良時代を通じて維持されていた。

吉野は『萬葉集』で「滝のミヤコ」（巻1—36番歌）と詠まれ、和田萃氏がいうように水源の聖地であった（和田1984）。

また9世紀には、吉野御厨がアユ（年魚）を納めることになっている（『延喜式』内膳司）。この吉野御厨は網引と同じく雑供戸に編成された漁業民——鵜飼の後身とされる。監と宮・雑供戸と御厨・野と遊獵とならべてみれば、和泉と吉野はふたごのように共通する要素が認められる。水産物の貢進からは、川の吉野に対し海の和泉と図式化できようか。

神や天皇に捧げる食料は二へ（贄・苞苴）と称される。そして石上英一氏が指摘するように、狩猟によって「野」で獲た鳥獣はカリ二へ（獵贄）なのである。木簡の事例が豊富なために二へといえば主に水産物が連想されるが、山の幸もまた二へであって鹿・猪・雉などの鳥獣の肉が御贄として天皇の献立とされていた（石上1988）。またヲスクニ（食国）という語があるように、古代ではその地の産物を食べることが、その地を治めることと同義になる。このことは服属儀礼を考察した岡田精司氏の論考をはじめ（岡田1970）、狩猟には山野の領有を確認する祭祀の側面があることを森田喜久男氏・榎村寛之氏らが指摘している（森田1988・榎村1993）。

つまり海の幸・山の幸がそろって御贄であり供御なのであり、祝詞などでは神への捧げ物を列挙する詞章で鮮明にあらわれている（『延喜式』祝詞 広瀬神社大忌祭）。

山に住むものは——毛の柔物・毛の荒物
＝鳥獣
大野の原に生うものは——甘菜・辛菜
＝蔬菜
青海原に住むものは——鰭の広物・鰭の狭物、奥つ藻菜・辺つ藻菜
＝水産物

本来律令の規定では、山野河海は「公私共利」として、百姓が用益を確保してよい入会地であった（雑令）。ただ禁野・禁海と認定されれば排他的な用益利用が確立される。『日本書紀』持統天皇3年（689）8月ですでに禁海であった大鳥郡の高脚海が存在は、早くから和泉の海に対して、天皇の食膳を出すことを求められていたと理解しなければならない。

すなわち和泉に網曳御厨・日根野という海の幸・山の幸を確保する用益地が存在したことは重要であり、それがすなわち和泉にミヤが置かれ、一個の完結した地域として律令制の国へと編成された最大の要因であろう。

『日本後紀』延暦23年(804)10月辛亥条における桓武天皇の和泉行幸では、宣命において「今、行宮の所を御覧に、山野も麗しく、海^{うみなぎさ}も清くして、御意^{みこころ}もおだひにして御坐ます」との感想が語られている。行幸で文字通りのミヤコとなった和泉への国褒めは、この地にミヤが置かれた背景——遊^{あそ}猟^{りやう}を楽しんだ日根野・網曳が漁場とする海——を的確にとらえている。

まとめ

本論の目的は和泉国をめぐって〈宮が置かれてしかるべき条件〉を用益地の列挙から推測することにあつた。和泉監には、御田・池・藪・網曳・野が附属しこれらを管理する役割があつたと考えられる。監の管理する用益地のうち、和泉の個性を際立たせるのは網曳・野であり、それがこの地に宮が維持され特別区として分離された要因と結論する。

ミヤコとは、宮の所在、すなわち王権の求心力にもとづいた言葉である。古代において、政治性を抜きにして「都市」の存在を語ることはできない。用益地が複合し、それを王権が統括する形態は、ミヤコのもっとも本質的なすがたであろう。和泉においては、行政組織「監」のもと、宮およびさまざまな用益地を管理する官人が集住したはずであり、本論が指摘した和泉の事例は、より規模が大きく構成要素が輻輳する都城においても、骨格となる部分は共通するものと思われる。

都城に住む貴族、また寺院の僧侶は、田地をはじめとする用益地を有していた。この用益地を経営したのは、貴族では家政機関であり、寺院では僧侶の組織(三綱)である場合もあるし、寺院経営の出資者(檀越)が管理する例もあつたろう。皇室もまた、数多くの用益地を有したことはいうまでもない。和泉監と都城との対比を示すと、「監」なる行政組織は、貴族の家政機

関や寺院における三綱・檀越に相当する。

和泉の場合は宮の経営に特化したために、用益地管理の構造が明瞭なのであるが、いまミヤコの骨格と称したのは、用益地を集積する貴族の家・寺院、または官司が存在し、天皇に奉仕するしくみそのものである。筆者はそれを日本のミヤコという「都市」の最も根底にある本質と理解する。

なお和泉における用益地の複合は、さらに古い時代、茅渟県の時点からの王権と和泉との関係を受け継いだものと展望する。大嘗祭における須恵器・藪筒などの特別な祭器(供神雑器)がほかならぬ和泉に課されることなども、奈良時代にはじまった新儀とは考えがたい。6世紀代の泉南は倭王権と紀伊の勢力との争奪の地であつたことが裏付けられており、交通上の拠点としても和泉南部の位置は重要であつた(森昌俊1999・石部1999)。和泉と紀伊とのつながりは、藪田香融氏が報告した奈良時代の『大般若経』の奥跋から、天平13年(741)の紀伊国那賀郡での写経に、和泉郡の坂本氏が加わっていることでも証明できる(藪田1978)。

また和泉宮で行われた仏事については井山温子氏によって検討されており(井山1993)、和泉出身の行基の活躍もあわせて、古代寺院の多い和泉と仏教信仰の浸透については検討の余地がある。もはや本論の課題からは外れるのであるが、それだけ和泉は多様な顔をもつのである。

【附記】

本論は2003年7月20日に歴史館いずみさきでおこなつた歴史セミナー「茅渟宮と古代の泉佐野」の内容を核に成稿した。木簡の釈文については新修泉佐野市史古代史部会の検討成果を踏まえたものである。懇切にご助言いただいた森昌俊氏、泉佐野市教育委員会市史編さん係、奈良文化財研究所平城調査部の各位に感謝申し上げます。

文 献

足利健亮1984 「吉野の“位置”をめぐって」、『吉野地域における文化的価値の再点検と振興のための調査』昭和58年度報告書(環境文化研究所)
網野善彦1972 「天皇の支配権と供御人・作手」、『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、

- 1984) 所収。初出稿を改題加筆。
- 石上英一1988 「日本古代における所有の問題」, 岸俊男編『日本の古代』15 (中央公論社)
- 石部正志1999 「古墳時代の泉南と紀北」, 特別展図録『和泉の王たち』(歴史館いずみさの)
- 井上 薫1974 「和泉離宮と網曳御厨」, 『大阪府の歴史』創刊号
- 井山温子1993 「和泉宮と元正女帝」, 『古代史の研究』9
- 榎村寛之1993 「野行幸の成立」, 『ヒストリア』141
- 岡田精司1960 「大化前代の服属儀礼と新嘗」, 『古代王権の祭祀と神話』(塙書房, 1970) 所収
- 狩野 久1970 「御食国と膳氏」, 『日本古代の国家と都城』(東京大学出版会, 1990) 所収
- 川尻秋生1994 「古代安房国の特質」, 『古代東国史の基礎的研究』(塙書房, 2003) 所収
- 小山靖憲1987 「荘園村落の開発と景観」, 小山靖憲・佐藤和彦編『絵図にみる荘園の世界』(東京大学出版会)
- 国土地理院2001 「1:25000土地条件図 岸和田」(国土地理院)
- 近藤康司1997 「和泉における古代寺院の成立と展開」, 『撰河泉古代寺院論纂』第1集, 撰河泉文庫
- 栄原永遠男2001 「素描・和泉南部地域の歴史的意義」, 『泉佐野市史研究』7
- 鷺森幸浩2001 『日本古代の王家・寺院と所領』(塙書房)
- 藪田香融1978 「和歌山県小川旧庄五区共同保管大般若経について」, 『古代史の研究』創刊号
- 瀧川政次郎1933 「芳野和泉二監考」, 『日本法制史研究』(有斐閣, 1941) 所収
- 瀧川政次郎1958 「雑供戸考」, 『律令諸制および令外官の研究』(角川書店, 1969) 所収
- 豊田兼典1986 「泉佐野市の平野部における地形と遺跡の立地」, 『夫婦池遺跡発掘調査報告書』(泉佐野市教育委員会)
- 中村 浩1977 「和泉陶邑窯の経営」, 『和泉陶邑窯の研究』(柏書房, 1981) 所収
- 奈良国立文化財研究所1990 『平城宮発掘調査木簡概報』22 (奈良国立文化財研究所)
- 奈良国立文化財研究所1991 『平城宮発掘調査木簡概報』24 (奈良国立文化財研究所)
- 奈良国立文化財研究所1995 『平城宮発掘調査木簡概報』30 (奈良国立文化財研究所)
- 仁藤敦史2004 「古代の行幸と離宮」, 『条里制・古代都市研究』19
- 丹生谷哲一1979 「和泉国における地黄供御人」, 『日本中世の身分と社会』, (塙書房, 1997) 所収
- 額田雅裕1994 「日根野荘の地形環境と絵図」, 大阪府埋蔵文化財協会編『日根荘総合調査報告書』(大阪府埋蔵文化財協会)
- 森 明彦1994 「陶村・ミツキ・大嘗祭」, 井上薫編『大阪の歴史と文化』(和泉書院)
- 森 昌俊1999 「根使主の反乱伝承と紀臣氏」, 『泉佐野市史研究』5
- 森田喜久男1994 「古代における山野河海の支配」, 『古代国家と東国社会』(高科書店)
- 吉田 晶1970 「和泉地方の氏族分布に関する予備的考察」, 『国史論集』(小葉田淳教授退官記念会)
- 和田 萃1984 「古代の吉野」, 『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下, (塙書房, 1995) 所収

(2004年5月12日 論文受理, 2004年7月2日 採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

Izumi(和泉) as a Place with Miya —an Element which Constitutes the "Izumi Gen(和泉監)"—

Keita ENDO

Importantly, MIYAKO, which can be set as an abbreviation of Japan in ancient times, is a word which was filled with a meaning known as Miya's whereabouts; and Izumi, divided into focus in Miya(宮), can just be called MIYAKO. The purpose of this paper is to clarify the real image of Miya, by which sovereignty was under direct control centering on Izumi in the 8th century. The "Izumi Gen(和泉監)" which managed Miya was set to Izumi in the 8th century, and various use-and-benefit grounds were attached. It is understood with Miya that it had the character of a composite of these use-and-benefit grounds. If the use-and-benefit grounds which the Izumi 監 managed were verified finely, it would be "Sono(藺)" - "Abiki(網曳)" - "No(野)" to make the individuality of Izumi conspicuous, and the character in which the Emperor's food is secured would be accepted. The conditions by which "Miya" was maintained and was specially divided into Izumi are confirmed also in comparison with the "Yoshino Gen(芳野監)". It is noteworthy that hunting was performed in the fields in Izumi including Hineno(日根野) in Kii(紀伊) and in the Izumi(和泉) outing of the Emperor Kammu(桓武天皇) especially, and the role of the "field" as a place of 狩 is common in Izumi(和泉) and Yoshino(吉野). Moreover, a composite of the use-and-benefit grounds in Izumi can be viewed with what was inherited from the relation with the sovereignty of a still older time in the 6th century.

Keywords : Izumi Gen(和泉監), use-and-benefit grounds, Emperor's food,
Hineno(日根野), Yoshino(吉野)